別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、山形県の北東部に位置し、市東部の奥羽山脈と市北西部の出羽丘陵により尾花沢盆地を形成し、夏場は昼と夜の寒暖差が大きく、冬場は平野部でも積雪が２ｍにおよぶ全国屈指の豪雪地帯である。こうした昼夜の寒暖差や冬場の厳しい気候条件を生かし、夏すいか出荷量日本一を誇る「尾花沢すいか」や、収穫量県内一の玄蕎麦「最上早生」、東北有数の肥育頭数を誇る「総称山形牛」の生産が盛んであり、観光面では、近年国内外から観光客が訪れる大正ロマン漂う観光温泉地「銀山温泉」を有している。

地域交通網は、ＪＲ奥羽本線・山形新幹線と国道１３号・東北中央自動車道が南北に走り、また、山形県内陸部と宮城県北部を結び、太平洋側へと繋がる国道３４７号が東西を横断しており、経済・観光交流等の要衝となっている。

人口構造としては、昭和２９年に旧尾花沢町、旧福原村、旧宮沢村、旧玉野村、旧常盤村の１町４村が合併した当時 33,300 人程であったが、これをピークに、昭和３０～４０年代高度経済成長期の若年労働者の首都圏流出や出生率の低下により、昭和５０年には 25,300 人程まで減少し、その後、自然減に加え若年世帯を中心にした近隣自治体への転出が加速し、現在は 13,400 人程となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は、令和１２年（2030 年）には 11,344 人、令和２２年（2040 年）には 8,565 人にまで減少するとされており、今後のさらなる人口減少社会への対策として、令和３年度に「第２期尾花沢市総合戦略」を策定し、地方創生に向けた事業に取り組んでいるところである。

本市の産業構造は、大区分別に見れば、「卸売・小売業」や「医療・福祉」を中心に第三次産業への就業者数が、総就業者数約 8,000 人中約 3,800 人と最多であるが、小区分別では、「農業」の約 1,600 人に次ぎ、「製造業」が約 1,540 人、「卸売・小売業」が約 900 人、「建設業」が約 800 人となっている。近年、人口の減少とともに就業者数が減少し、人手不足や後継者不足等に伴い事業所数も減少を続けている。

本市ではこれまで、産業振興・雇用の場の確保を図るため、昭和５９年に農村地域工業等導入実施計画の策定とともに「福原工業団地」を造成し、用地取得奨励金のほか排水処理施設整備奨励金や雪対策奨励金といった支援制度を設け、企業誘致に努めてきた。これら各種奨励金の充実や交通の利便性等により、これまで製造業を中心に団地への集積が進み、現在では総面積約 17.7ha 中、約 16.7ha を分譲し 15 事業所が操業している。

しかしながら、本市に立地した企業の多くは中小企業であり、近年、人口減少等を原因とする人手不足や後継者不足が顕在化するなど、将来の企業を支える上で、担い

手の確保が大きな課題となっている。こうした現状の課題を放置すれば、これまで築き上げられてきた本市の産業基盤が失われ、県内、特に北村山地域の経済が衰退し、地域産業の継続が困難な状況となる恐れがある。

このような中、本市では、独自の取り組みとして「尾花沢市中小企業者等除雪経費助成金」や「尾花沢市資格取得促進助成金」、「尾花沢市じもと就職応援スタートアップ事業激励金」等の支援施策を設け、市内中小企業の経営基盤の安定と技術力の向上を支援してきた。

しかしながら、現状では人材不足や後継者不足といった根本的な課題は解消されておらず、引き続き、多方面からの支援を継続しながら、市内中小企業者の抜本的な生産性の向上により、人手不足等に対応した事業基盤を確立し、今後も地域経済の一翼を担い続け、地域社会や若年世代に選ばれ、付加価値の高い企業に進化するための取り組みを支援していくことが喫緊の課題となっている。

こうした状況を受けて平成３０年に導入促進基本計画を策定し支援を行ってきたが、中小企業者を取り巻く状況はなお変わっていない。

（２）目標

引き続き中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入基本計画を策定し、市内中小企業者の先端設備等の導入を促すことで各企業の生産性向上を図り、市内のみならず県内地域経済及び産業の活性化につなげることを目指す。併せて、地域社会や若年世代に選ばれ、付加価値の高い企業に成長するための取り組みを支援する。

これを実現するため、計画期間において２０件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者における労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本市の産業は、農業、建設業、製造業、サービス業等多岐にわたり、様々な業種が地域経済の発展、雇用の場の確保等のための一翼を担っていることから、各業種における中小企業者の生産性向上を実現していく必要がある。

このため、多様な産業における様々な設備投資を支援していく観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に規定する先端設備等の全てとする。

３　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）対象地域

本市では、サービス業は市街地を中心に所在するものの、農業、建設業、製造業は市内全域に所在するなど、市内の全域において様々な事業が行われている。市内の各地域で広く中小企業者の生産性向上を図る観点から、本計画における対象区域は、本

市内の全域とする。
（２）対象業種・事業
　本市の産業は、農業、建設業、製造業、サービス業等多岐にわたり、様々な業種が地域経済の発展、雇用の場の確保等のための一翼を担っていることから、全ての業種において、広く事業者の生産性を向上することが必要である。このため、本計画における対象業種は、全業種とする。
　生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新製品の開発、自動化の推進、ＩｏＴを活用した業務効率化、省エネの推進、企業間による海外市場等を見据えた連携等、多様である。このため、本計画においては、労働生産性の年率３％以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間
（１）導入促進基本計画の計画期間
　　令和７年６月２１日～　令和９年６月２０日の２年間

（２）先端設備等導入計画の計画期間
　　３年間、４年間または５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
①人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
②公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
③市税を滞納している中小企業者については、先端設備等導入計画の認定の対象にしない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

（備考）
　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。